

ボランティア清掃をされる方へのお願い

光市環境事業課

1 申請書の提出

必ずボランティア清掃を実施する前に窓口にて申請してください。

※ 年間を通じて数回ボランティア清掃を実施される場合は、年度当初に1度だけ申請してください。実施日が未定の場合も申請はできますが、実施される前には電話でご連絡ください。

2 ボランティア清掃でのごみの出し方

◆ 可燃ごみ

(1) 原則、木・枝・草は別々に集積し、袋に入れるかひもでしばってください。

特に、落ち葉や短い草等の農業用フォークで取りにくいものは必ず袋に入れてください。

(2) 木・枝・竹は2 m以内に切ってください。直径が10 cm以上20 cm未満のものは1 m以内に、直径が20 cm以上のものは20 cm以内の厚さで輪切りにしてください。

(3) 泥は可能な範囲で落としてください。

◆ 不燃ごみ

(1) お渡しする袋は1種類ですが、ごみの種類ごとに袋を分けて、同じ袋の中に分別の異なるものが混在しないようにしてください。

(2) 汚れた容器包装用プラスチック類は焼却処理になりますので、可燃ごみとひとまとめにして袋に入れてください。

※ 凡例 (汚れた状態での分別のため、通常の分別とは異なります)

可燃ごみ・容器包装用プラ	その他プラ・ペットボトル	
びん・缶類	金属類	陶磁器・ガラス・ゴム類

3 その他

(1) ボランティア清掃を実施されてから、おおむね10日以内の回収となります。

(2) 平日に作業を実施される場合、ご希望により同日に収集することができる場合もありますが、日程調整が必要になりますので、事前に環境事業課までご相談ください。

(3) 交通の妨げにならない、なるべく収集しやすい場所に集積してください。

※ 申請いただく際に、集積場所を地図でお示してください。

(4) 雨天等で実施できなかった場合は、早目にご連絡ください。

円滑に収集作業を行うためのお願いです。

ご面倒かと思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。